

# 中小企業特別融資制度 のご案内

## 融資内容

資金用途	運転資金	設備資金
貸付限度額	2,000万円以下	2,000万円以下 (自家用乗用自動車は除く) ※注1
貸付期間	7年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)
貸付利率	1年以内 → 長期プライムレート + 0.1% 1年超 → 長期プライムレート + 0.5%	※注2
償還方法	割賦償還または一括償還	
担保・保証人	北海道信用保証協会の定めるところによる	

※注1 自家用乗用自動車＝車検証の用途・区分が「自家用」かつ「乗用」で、乗車定員が10名以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※注2 長期プライムレートに変動があった月の翌々月の1日より融資を受けたものに適用

## 対象者

- ・市内に独立した事業所（店舗を含む）を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいること
  - ・市税を完納していること
  - ・個人事業主は市に住民登録、法人は市に対して法人設立（変更）届出を行っていること
  - ・下記内容のいずれかに該当すること
- ① 中小企業者 次の業種毎に定める「資本金額（出資の総額）」、「従業員数」のどちらか一方の条件を満たしている方

業種	資本金額	従業員数
製造・建設・運輸業・その他の業種（下記以外の業種）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ② 組合等 中小企業協同組合法による事業協同組合および企業組合  
商店街振興組合法による商店街振興組合

## あっせん申込先

- ・石狩商工会議所（石狩市花川北6条1丁目5 TEL：0133-72-2111）
- ・石狩市企画経済部商工労働観光課（石狩市花川北6条1丁目30-2 TEL：0133-72-3166）

## 取扱金融機関

- ・北海道信用金庫 石狩支店、花川支店
- ・（株）北海道銀行 花川支店
- ・北門信用金庫 石狩支店、浜益支店
- ・（株）北洋銀行 花川北支店、花川南支店

※裏面に「石狩市中小企業特別融資貸付金利息補助金」のご案内があります。

**お問合せ先** 石狩市企画経済部商工労働観光課（市役所3階）  
☎0133-72-3166

中小企業のみなさんへ

応援します！

石狩市

# 中小企業特別融資制度のご案内

石狩市中小企業特別融資制度では、市内の中小企業者等を応援します。

1. 低利で融資します！ (石狩市中小企業特別融資資金)
2. 支払った利子を補助します！ (石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金)

支払った利子の一部を補助します！ (石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金)

## 対象者

石狩市中小企業特別融資資金をご利用されている方。

## 利子補助率

融資利率の0.5%

## 申請方法

申請期日までに市役所商工労働観光課へ申請書類を提出願います。(郵送可)

対象期間	申請期日
上期分(4月～9月返済分)	10月上旬～10月中旬
下期分(10月～3月返済分)	4月上旬～4月中旬

## 申請書類

- ・中小企業特別融資貸付金利子補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ・請求書

申請書類は、下記の取扱機関<sup>\*1</sup>または石狩市ホームページ<sup>\*2</sup>より取得できます。(北門信金浜益支店を除く。)

※1 取扱機関

- ・石狩商工会議所 ・石狩北商工会 ・市役所商工労働観光課(本庁舎3F)
- ・取扱金融機関<sup>\*3</sup>

※2 石狩市ホームページ

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>

※3 取扱金融機関

- ・北海道信用金庫 石狩支店、花川支店 ・(株)北海道銀行 花川支店
- ・北門信用金庫 石狩支店、浜益支店 ・(株)北洋銀行 花川北支店、花川南支店

※裏面に「石狩市中小企業特別融資制度」のご案内があります。

お問い合わせ先 石狩市企画経済部商工労働観光課(市役所3階)  
☎0133-72-3166